後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度ってなあに?

75歳以上の方が 安心して 医療を受けられる ように国民全体で支えあう医療制度です。

D

対象となる方 (被保険者)



75歳以上の方はすべてです。

- 75歳の誕生日当日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方も対象となります。 (※障がい認定を受けるには、申請が必要です。)

なお、社会保険等から後期高齢者医療制度の被保険者となられた方で、これまで配偶者等を扶養しておられた場合は、別途、その被扶養者の国民健康保険等への加入手続きが必要です。お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口でご相談ください。

2

被保険者証 (保険証)

一人ひとりに保険証を交付します。

- 被保険者となる方には、75歳の誕生日を迎える前に保険証を交付します。
- ●毎年8月1日に更新します。
- 大切に保管し、お医者さんを受診するときは 必ず窓口に提示してください。
- 紛失された場合は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓□で再交付の手続きをしてください。



大きさは名刺サイズ (54mm×86mm) です。

医療機関でのお支払い

お医者さんにかかったときは、 医療費等の一部を自己負担します。

●自己負担割合 1割 又は 3割 (現役並みの所得がある方)

1 割

課税標準額が145万円未満 (同じ世帯の被保険者全員が 145万円未満) 3 課税標準額が145万円以上の 被保険者及びその世帯に属す る被保険者

※課税標準額とは、所得金額から所得控除を差し引いたものです。

申請で1割になる場合



①世帯内の被保険者が1人の場合は、その方の収入額……… 383万円未満 ※383万円を超える方であっても、世帯内に70歳から74歳までの方がいる 場合、被保険者とその方の収入合計額…… 520万円未満 ②世帯内に被保険者が2人以上の場合、その収入合計額…… 520万円未満

特定疾病療養受療証について

- ●厚生労働大臣が指定する特定疾病(※注)の場合、「特定疾病療養受療証」 をお医者さんの窓口に提示することで、医療機関ごと(入院・外来別)の ひと月の自己負担限度額は、1万円となります。
- ●受療証の交付には、申請が必要となりますので、 お住まいの市役所・町役場の担当窓口で申請し てください。(有効期限はありませんので、紛 失された場合は市役所・町役場に再交付の手続 きをしてください。)
- ●後期高齢者医療制度に加入する前に受療証をお持ちの方も、改めて申請が必要です。
- (※注) 先天性血液凝固因子障害(血友病)の一部・ 人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因 子製剤の投与に起因するHIV感染症

後期高齢者	医療特定疾病療養受療証
交付年月	日令和 2年 8月 1日
認定疾病名	人工腎臓を実施している慢性腎 不全
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被 保 住 所	長崎市栄町 4番 9 号 みほん
者氏 名	広域 太郎 男
名生年月日	昭和 9年 1月 1日
発 効 期 日	令和 2年 8月 1日
保険者番号	3 9 4 2 0 0 0 5 長崎県後期高齢者医療広域連合

大きさは、127mm×91mmです。

●所得区分の判定

負担 割合		1 割		3 割			
所得 区分	低 所 得 I 低 所 得 I (区分 I)※ 1		一般	現役並み I (現役 I)※ 1	現役並み II (現役 II)※ 1	現役並みⅢ	
要件	世帯全員が住 民税非課税で かつ、世帯全 員の所得が 0 円※ 2	世帯全員が 住民税非課税	左記以外の方	住民税 課税所得 145万円以上	住民税 課税所得 380万円以上	住民税 課税所得 690万円 以上	
認定証の交付	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 有効期限 令和 3年 7月31日 交付年月日 令和 2年 8月 1日 被保険者番号 12345678 長崎市栄町4番9号 位 所		交付対象外となります。	外となり 者 _{生年月日 昭和 9年 1月 1日}		交付対象 外となり ます。	

- ※1 1割の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、3割の方は「限度額適用認定証」 をお住まいの市役所・町役場に申請してください。認定証をお医者さんの窓口に提示す ると、高額な医療費の自己負担額が減額されます。また、1割の方は入院時の食事代も 減額されます。(4ページ参照)
- ※2 ①年金収入のみの方は、年金収入が80万円以下の方
 - ②年金と他の収入がある方は、

(年金収入-80万円)+(年金以外の収入-必要経費)=0円

- → 年金収入が80万円未満の時は、0円として計算します。
- ●90日を超える入院がある低所得 II の方は、食事代が更に減額される場合がありますので、 お住まいの市役所・町役場にお問い合わせください。
- ●後期高齢者医療制度に加入する前に認定証の交付を受けていた方についても、改めて申請 が必要です。
- ●上記のそれぞれの認定証の有効期限は、毎年7月31日までです。認定証の交付を受けている方で8月更新時において、**引き続き交付対象となっている方**については、お住まいの市役所・町役場から、郵送等により交付します。保険証と一緒に交付しますので、紛失されないようご注意ください。

●自己負担限度額(自己負担限度額・食事代・居住費)

医療費の窓口負担が高額になったとき【高額療養費】・入院時の食事代と居住費 月ごとの医療費が下記の表の自己負担限度額(食事代等の自費分を除く)を 超えた場合、超えた額を払い戻します。基本的に初回のみ口座申請が必要です。



負担	負担 割合 所得区分		自己負担限度額(月額)		一般病床	療養病床	
割合			外来 外来+入院 (個人ごと) (世帯ごと)		食事代 (1 食)	食事代 (1食)	居住費 (1日)
3	現役並み 所得者 (世帯ごと 計算のみ)	現役並みⅢ	●医療費が842,00 (医療費-842,00	2,600円 0円を超えた場合は、 00円)×1%を加算 当の場合140,100円		460円 (注6)	370円 (注8)
		現役並み II (現役 II) (注 1)	●医療費が558,00	7,400円 0円を超えた場合は、 00円)×1%を加算 当の場合93,000円	460円 (注4)		
		現役並み I (現役 I) (注 1)	●医療費が267,00	,100円 0円を超えた場合は、 00円)×1%を加算 当の場合44,400円	(注4)		
	一般		18,000円 年間上限額(注3) 144,000円	57,600円 ●多数回該当の場合 44,400円(注2)			
1 割	低所得Ⅱ(区分Ⅱ) (注1)		8,000円	24,600円	210円 長期入院160円 (注5)	210円 長期入院160円 (注5)	
	低所得 I (区分 I) (注 1)		8,000円	15,000円	100円	130円 又は 100円(注7)	

- (注1) 医療機関窓口でのお支払い金額を自己負担限度額までとする場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。
- (注2) 現役並み所得者及び一般の外来+入院(世帯合算)の自己負担限度額は、過去12か月以内(診療当月を含む。)に3回以上高額療養費が支給されている場合、 4回目以降は、各欄記載の負担限度額となります。ただし、一般の外来(個人ごと)のみでの高額療養費が支給されている場合は、回数に含みません。
- (注3) 基準日(7月31日)において、所得区分が「一般」、「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」である被保険者について、1年間(8月1日~翌年7月31日。ただし、 負担割合が3割の期間は除く。)の外来療養に係る自己負担額(高額療養費(月額)が支給されている場合は、その額を除く。)の合計額が144,000円を超え た場合、その超えた額を支給します。
- (注4)指定難病患者や平成28年3月31日時点で1年以上精神病床に継続入院の方で退院するまでの期間は、1食あたり260円となります。
- (注5)長期入院とは、入院日数が90日(過去1年間、低所得Ⅱの入院日数含む。)を超える場合で、減額を受けるには長期該当申請が必要です。療養病床については、 入院医療の必要性の高い方のみが対象となり、長期該当申請で1食あたり160円となります。
- (注6) 一部医療機関では、420円となります。指定難病患者の場合、現役並み所得者及び一般の被保険者は、1食あたり260円となります。
- (注7) 入院医療の必要性の高い方は、1食あたり100円となります。
- (注8) 指定難病患者の場合は、1日あたり0円となります。



給付事業等について

【高額介護合算療養費】

医療保険と介護保険の1年間(毎年8月から翌年7月まで)の自己負担額の合計額が高額になったとき



お住まいの市役所・町役場に申請することで、定められた基準額を超えた額が払い戻されます。(該当すると思われる方には、申請のお知らせを送付します。)

【療養費】

やむを得ず医療費等を全額自己負担したとき (コルセット等購入、保険証忘れによる受診等)



お住まいの市役所・町役場に申請することで、保険給付分が支給されます。

【葬祭費】

被保険者が亡くなったとき



葬祭を行った方が市役所・町役場に申請することで、 葬祭費(2万円)が支給されます。

【新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金】

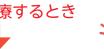
給与収入のある方が、新型コロナウイルス感染症に感染したときや、その疑いがあるときに仕事を休み、収入が減少したとき



申請方法などについては、お住まいの市役所・町役場 または広域連合へお問い合わせください。

第三者行為

交通事故(自損事故を含む。)等が 原因で、保険証を使って治療するとき



病院への申し出とお住まいの市役所・町役場に被害届 の提出が必要です。



保険料

保険料は、被保険者 **一人ひとりに納めていただきます。**

●保険料の計算方法

年間保険料

(賦課限度額64万円)

均等割額

■ (被保険者が等しく負担) + 47.200円

所得割額*

(被保険者の所得に応じて負担)

所得割率 8.98%

※所得割額··· (総所得金額等-基礎控除額33万円) × 8.98%

●保険料の軽減制度

世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

- ■均等割額の軽減
 - ●7.75割軽減(7.75割軽減の方は、令和3年度から7割軽減となります。)
 - 7割軽減 5割軽減 2割軽減
- ■社会保険の被扶養者であった方の軽減
 - ●所得割額の負担はなく、後期高齢者医療の被保険者になってから 2年間は、均等割額が5割軽減されます。
 - ●世帯の所得に応じて、均等割額の軽減に該当する場合もあります。

●保険料と医療費の仕組み

全体の 医療費

皆さまが病院で 支払う額

広域連合が医療機関に支払う額 (医療給付費)

費用負担の内訳

若い現役世代の 方が負担します。 国と県と市町(4:1:1) が負担します。

約4割

約5割

●保険料の納め方

険料で負担します。

後期高齢者の医療給付費の

うち約1割を皆さまの保

- ■特別徴収 ●年額18万円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引き
 - ●介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超える場合には普通徴収 となります。
- ■普通徴収 ●特別徴収に該当しない人は、納付書や□座振替で市町に納付
 - ●新たに被保険者となった方は、全員一定の期間普通徴収となります。
 - ●普通徴収の方は、便利な《□座振替》をご利用ください。 なお、国民健康保険とは異なる保険制度となるため、振替□座は引 き継がれません。**改めて、口座振替の手続きが必要です。**

保健事業について

下記の①及び②については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止 または延期になる場合がありますので、お住まいの市役所・町役場または広域 連合へお問い合わせください。

①健康管理に努めましょう!

毎年1回、健康診査が無料で受けられます。

健康で"いきいき"とした生活を送るために健康診査を 受診され、ご自身の健康管理にご活用ください。



②お口"いきいき"健康支援(口腔ケア

お口は、健康の窓口です。お口の中を清潔にし、噛む力、飲み込む力を保つ ことが、全身の健康につながります。無料で受診できます。

③医療費通知事業(医療費のお知らせ)について

医療費通知事業は、病院などからの保険請求に基づいて、受診月や病院名、 診療日数、医療費の額等を記載し、皆さまご自身の健康と医療に対する関心を 深めていただくことと、診療日数や医療費に誤りがないかをご確認していただ くことを目的として送付しています。

	発送時期	記載対象月
10目	6月上旬	2月請求分~5月請求分(原則:12月診療分~ 3月診療分)
20目	10月上旬	6月請求分~9月請求分(原則:4月診療分 ~ 7月診療分)
3 □ 目	2月上旬	10月請求分~1月請求分(原則:8月診療分 ~ 11月診療分)

[※]請求に対する審査や医療機関の請求の遅れ等により記載期間がずれることがあります。また、状況 により記載されないものがあるため、必ずしも全ての受診歴が記載されるものではありません。

●確定申告における医療費控除の証拠書類への対応について

確定申告における医療費控除の添付書類として使用できます。(医療費通知 の添付ではなく、領収書の保管でも可)

ただし、12月診療分については、上の表のとおり6月発行分に記載される ため、従来どおり、領収書を用いた方法となります。また、記載される自己負 担相当額が実際に支払った金額と異なる場合や、審査や医療機関からの請求の 遅れ等により、記載されていない場合もありますので、11月以前の診療分に おいても、領収書を保管し、確認されることをお勧めいたします。

なお、確定申告における内容については、所管の税務署にお問い合わせくだ さい。

医療費が増加すると皆さまにお支払いいただく 保険料の増加につながります。

同時に現役世代の負担や公費の負担も増えます。 現在の保険制度を維持するためにも、

健康で"いきいき"とした毎日を過ごしましょう。

市役所・町役場へのお問合せ先



お問い合わせ

長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階) 開庁時間:平日8時45分~17時30分 ※土・日・祝日・年末年始は休み https://www.nagasaki-kouiki.net

TEL 095-816-3930 FAX 095-823-2425